

栗山町ボランティア連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、栗山町ボランティア連絡協議会(以下本会という)と称し、事務所を栗山町社会福祉協議会に置く。

(構成)

第2条 本会は、ボランティア活動を目的とする栗山町内の団体及び個人を以って構成する。

(目的及び事業)

第3条 本会はボランティア相互の親睦と交流を深め独自の活動を高めると共に、ボランティア精神の高揚を図ることを目的として次の事業を行う。

1. ボランティアの育成援助
2. ボランティア活動に関する調査研究
3. 研究会並びに相互の連絡、情報交換会の開催
4. 地域住民の福祉問題の発見
5. その他活動推進に必要な事項

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事2名とする。
2. 本会に幹事会の推薦により相談役を置くことができる。

(役員を選考)

第5条 役員を選考は、各団体より推薦された幹事により、会長及び副会長並びに監事を互選し、総会の承認を得なければならない。

(役員の仕事)

第6条 1. 会長は、本会を代表し会務を統轄し会議の議長となり、その円滑なる運営を図る。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務代行する。
3. 幹事は、常にグループとの接触を密にして、実情を把握し意見の集約を図り、本会に意見を述べると共に各種伝達の周知徹底を図る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

1. 役員は、任期終了後でも後任者の就任するまでその職務を行う。
2. 役員は、各所属団体の役員を退任しても本会の任期期間はその職務を行う。

(会議)

第8条 会議の種別は、定期総会、臨時総会、幹事会とする。

1. 総会は、本会の最高機関で年1回開くほか、本会運営上必要が生じた場合に臨時総会を開くことができる。
2. 幹事会は、本会事業を円滑にするため随時開く。会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(総会の承認事項)

第9条 次の事項は、総会の承認を経なければならない。

1. 事業報告及び収支決算報告
2. 事業計画及び収支予算
3. 会則の改廃、役員改選、その他本会に重大な問題が生じた場合

(会計)

第10条 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
2. 本会に必要な経費は、助成金、その他の収入をもって充てる。

(附則)

1. 会則の改正は、総会において決定する。
2. この会則は、昭和56年8月10日より施行する。
3. この会則は、平成4年7月30日より施行する。
4. この会則は、平成21年5月22日より施行する。
5. この会則は、平成22年5月13日より施行する。